

(別紙②)

調剤のために必要な設備及び施設の概要

調剤室の構造		調剤室の面積	
	品目または品名	台数等	
主たる設備			

- 備考
- 1 薬局の見取図を添付すること。
 - 2 主たる設備の欄には、薬局等構造設備規則(昭和36年厚生省第2号)に掲げる以外のものがある場合にのみ、その主たるものを記載すること。